

事 務 連 絡

平成24年3月30日

各

{	都 道 府 県	}	衛生主管部（局） 御中
	保健所設置市		
	特 別 区		

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

食品中の放射性物質の検査計画及び検査結果の報告について

農畜水産物等の放射性物質検査については、平成23年4月4日に原子力災害対策本部から示された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（最終改正：平成24年3月12日）」に基づき、検査計画の策定及び報告並びに検査の実施をお願いするとともに、検査結果については、平成23年9月29日付け事務連絡「食品中の放射性物質の検査結果について（以下「事務連絡」という。）」に基づき、厚生労働省に対して、報告をお願いしているところです。

検査計画の報告については、四半期毎に策定・公表しているものについて、計画実施（平成24年4～6月分については4月15日）までに当課あて提出をお願いします（上記「考え方」で対象とされている都県に限る。）

また、検査結果の報告については、平成24年4月1日より食品中の放射性物質について、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規格基準として新たに定められることを踏まえ、事務連絡の検査結果の報告の留意点を下記のとおり改めたので、4月1日分の報告より対応方よろしく申し上げます。

記

1. 食品中の放射性物質検査を実施した際には、厚生労働省食品安全部監視安全課へ速やかに報告すること。特に基準値を超過している場合には、検査結果が判明した時点で一報を入れること。
2. 検査結果の報告には、別添の報告様式を用いること。また、プレス発表している場合にはプレス発表資料も添付すること。
3. 平成24年3月15日付け食安発0315第4号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知「食品中の放射性物質の試験法について（以下「試験法通知」という。）」又は平成23年10月4日付け事務連絡「食品中の放射性セシウムスクリーニング法について（最終改正：平成24年3月1日、以下「スクリーニング法事務連絡」という。）」に基づき、
 - ① 放射性物質が検出された場合には、検出値を記載すること。ただし、スクリーニング法事務連絡により放射性セシウムスクリーニングを行った結果がスクリーニングレベル以下とならず、放射性セシウムが基準値よりも確実に低いと判断できない場合は、試験法通知に基づき得られた結果を記載すること。
 - ② 放射性物質が不検出であった場合には、検査結果欄に「<（検出下限）」を記載すること。なお、検出下限については試験法通知に基づく場合には、測定時に得られる検出限界値を、スクリーニング法事務連絡に基づく場合には、測定下限値を、それぞれ記載すること。
 - ③ ①及び②のいずれの場合においても、セシウム-134及びセシウム-137の個別の検出値及びその合計値を記載すること。ただし、スクリーニング法事務連絡に基づき、個々の核種の定量ができない測定機器を用いて測定した場合は合計値のみ記載すること。